



## 《会計・税務の知識》 設立事業年度の留意点

### はじめに

法人を設立した場合には、設立登記の日から事業年度が始まるため、通常の実業年度と事業年度の「月数」が異なります。事業年度の「月数」が申告書の作成に影響を及ぼすものがあるため、主要なものについてご紹介いたします。

#### 1. 法人税の税率（法第66条）

事業年度終了時の資本金の額が1億円以下である法人で一定のものについては、所得金額のうち「年800万円以下」の金額は軽減税率が適用されます。事業年度が1年未満の場合には、次の算式により計算した金額について軽減税率が適用されます。

・800万円×事業年度の月数/12

※ 1月未満の端数は、1月となります。

#### 2. 減価償却（耐令第5条）

減価償却資産の償却限度額（定額法・定率法）を計算する場合には、「償却率」を使用しますが、事業年度が1年未満の場合には、次の算式により償却限度額の計算で使用する「償却率」を計算します。

・定額法・定率法の償却率×事業年度の月数/12

※ 1月未満の端数は、1月となります。

※ 小数点以下3位未満の端数があるときは、切り上げとなります。

#### 3. 繰延資産（法令第64条）

事業年度が1年未満の場合の繰延資産の償却限度額は、次の算式により計算した金額となります。

・繰延資産の額×事業年度の月数/償却期間の月数

※ 1月未満の端数は、1月となります。

#### 4. 一括償却資産（法令第133条の2）

減価償却資産のうち、取得価額が20万円未満のものについては、3年（36ヶ月）で償却することが認められておりますが、事業年度が1年未満の場合には、次の算式により計算した金額となります。

・一括償却資産の額×事業年度の月数/36

※ 1月未満の端数は、1月となります。

#### 5. 中小企業者等の少額減価償却資産（措法第67条の5）

資本金の額が1億円以下である法人で一定のものが、減価償却資産のうち、取得価額が30万

円未満のものを取得した場合には、「年300万円」までその事業年度の損金とすることが認められていますが、事業年度が1年未満の場合には、次の算式により計算した金額となります。

・300万円×事業年度の月数/12

※ 1月未満の端数は、1月となります。

#### 6. 交際費等の損金不算入（措法第61条の4）

事業年度終了時の資本金の額が1億円以下である法人で一定のものについては、交際費等の額のうち「年800万円以下」の金額は、その事業年度の損金とすることが認められていますが、事業年度が1年未満の場合には、次の算式により計算した金額となります。

・800万円×事業年度の月数/12

※ 1月未満の端数は、1月となります。

#### 7. 特定同族会社の特別税率（法第67条）

発行済株式総数の50%超を1つの株主グループに所有されている法人のうち一定のものについては、会社内部に留保している金額を次のように区分してそれぞれの税率を乗じて計算した法人税が課されることとなります。

・年3,000万円以下：10%

・年3,000万円超年1億円以下：15%

・年1億円超：20%

事業年度が1年未満の場合には、次の算式により計算した金額となります。

・3,000万円以下の額×事業年度の月数/12

・3,000万円超1億円以下の額×事業年度の月数/12

・1億円超の額×事業年度の月数/12

※ 1月未満の端数は、1月となります。

### 最後に

法人税法においては、法人が事業年度途中で解散した場合等の一定の事実が生じた時には、「みなし事業年度」（法第14条）の規定が適用され、事業年度を途中で区切ることとなります。「みなし事業年度」の規定が適用された場合には、設立事業年度と同様に通常の実業年度と「月数」が異なることとなります。したがって、設立事業年度だけでなく、「みなし事業年度」の規定が適用された場合にも上記の1～7の取扱いを考慮する必要がありますので、どのような場合に「みなし事業年度」の規定が適用されるのか確認しておくとい良いでしょう。

（担当：山田 貴也）